

取引参加者における上場適格性に係る調査体制の整備及び不公正取引防止のための売買管理体制の整備について

平成21年2月25日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

当取引所は、幹事取引参加者の当取引所市場への上場適格性に関する調査の水準を維持・向上させる観点から、幹事取引参加者に対して社内規則の制定その他の必要な措置を講じて上場適格性調査体制を整備することを求めることとし、また、取引参加者における不公正な取引を防止するための売買管理体制の整備の一環として、取引参加者が内部者取引に係る事後的な売買審査を強化し、その審査結果等を当取引所に報告すること、取引参加者が自己の計算による売買（以下「自己売買」といいます。）についても適切な売買管理体制を整備することを求めることとするなど、取引参加者規程等を一部改正し、所要の整備を行うこととします。

※上記の対応は、日本証券業協会の「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング」報告書、「内部者取引の未然防止に関する検討ワーキング分科会」の検討結果、「自己売買に関する検討ワーキング・グループ」報告書を踏まえたものです。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 取引参加者における上場適格性に係る調査体制の整備関係		
(1) 上場適格性に係る調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 幹事取引参加者は、有価証券の発行者が上場申請を行う際に提出する推薦書その他の有価証券上場規程に基づき幹事取引参加者が作成することとされている書類の作成にあたり、予め上場申請者（その企業グループを含む。）の経営者の識見、内部管理体制及び業績その他の上場適格性に係る調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うことを規則上明確化します。・ 幹事取引参加者が行うべき上場適格性調査の内容は、以下のとおりとします。	<ul style="list-style-type: none">・ 幹事取引参加者とは、上場申請者の幹事証券会社である取引参加者をいいます。・ 上場適格性調査は、株券を対象として行うこととします。

項目	内容	備考
① 調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、上場申請予定の有価証券が、有価証券上場規程に定める上場審査基準に適合する見込みがあるかどうかについて、上場適格性調査を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場適格性調査は、上場審査基準に適合する見込みがあるかどうかについて、合理的な根拠をもって説明しうる程度に行うことを求めることとします。 ・ 調査項目となる有価証券上場規程に定める上場審査基準のうち、実質的な審査に係る基準及びその取扱いについては、別表に掲げるとおりです。
② 監査人からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、財務情報に関連する事項について上場適格性調査を行う場合には、上場申請者の財務計算に関する書類について監査を行う公認会計士又は監査法人から意見聴取を行うものとします。 	
③ 幹事取引参加者の交代等があった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、上場適格性調査を行うに当たって、事前に上場申請者が指名を予定していた幹事取引参加者の交代、選任していた若しくは選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた金融商品取引所の変更が行われた事実を知ったときは、当該上場申請者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとします。 	
④ 上場日までの企業動向の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、上場申請後、上場日までの間に、上場申請者において、上場適格性調査の結果に影響を及ぼすおそれのある事項が認められた場合には、当該事項に係る内容を当取引所へ報告するものとします。 	
(2) 上場適格性調査の独立性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事取引参加者は、上場適格性調査を的確に遂行できる人的構成を確保するとともに、独立した意見形成を行うために、次に掲げる事項のすべてを満たす組織体制を構築するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 上場適格性調査部門を設置すること。 ② 上場適格性調査部門において上場適格性調査業務を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「上場適格性調査部門」とは、上場適格性調査業務を行う部門をいいます。 ・ 「上場営業推進部門」とは、新規上場案件等を獲得す

項目	内容	備考
<p>(3) 社内規則等の整備</p>	<p>担当者は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び新規上場申請者に対する指導業務に携わらないこと。</p> <p>③ 上場適格性調査部門を担当する役員は、上場営業推進部門及び上場指導部門を担当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の要件をすべて満たしていない場合でも、独立した意見形成を行うことができる体制が実質的に構築されていると当取引所が認めた場合には、上記の組織体制を構築しているものとみなします。 ・幹事取引参加者は、適正な上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を、社内規則等に定めることとします。 ・幹事取引参加者は、上場適格性調査を行った結果、推薦書その他の書類の作成を行った場合には、次に掲げる記録を作成し、5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとします。 <p>① 上場適格性調査において収集した資料及び情報（上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析並びに評価の内容に係る記録。</p> <p>② 上場適格性調査結果の形成過程に係る記録。</p>	<p>るための営業推進業務を行う部門をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上場指導部門」とは、新規上場申請者に対する指導業務を行う部門をいいます。 ・独立した意見形成を行うことができる体制が実質的に構築されているかどうかは、原則として、幹事取引参加者からの申請を受け、当取引所が必要と認めて行う考査等を通じて判断します。 ・幹事取引参加者は、上場適格性調査項目を調査するための手順に関する社内マニュアルを定めるものとします。 ・「社内規則」及び「社内マニュアル」については、適宜その内容を充実させるものとします。 ・「社内規則」については、当取引所へ提出するものとします。
<p>(4) 社内検査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事取引参加者は、上記の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとします。 	

項目	内容	備考				
<p>2. 取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制の整備関係</p> <p>(1) 内部者取引に係る売買審査の強化等</p> <p>① 抽出基準の追加</p> <p>② 当取引所への報告</p> <p>(2) 自己売買に係る売買管理体制の整備</p>	<p>・取引参加者は、以下に掲げる銘柄及び顧客を当取引所が別に定める抽出基準に従い抽出し、売買審査を行うものとします。</p> <table border="1" data-bbox="575 497 1337 718"> <thead> <tr> <th data-bbox="575 497 911 539">銘柄</th> <th data-bbox="911 497 1337 539">顧客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="575 539 911 718">当該取引参加者が重要事実の公表前に売買を行った銘柄</td> <td data-bbox="911 539 1337 718">特定の銘柄について、重要事実の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客</td> </tr> </tbody> </table> <p>・取引参加者は、売買審査の結果、当該顧客に係る取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、その売買審査の結果及び顧客に対して行った措置を当取引所に報告するものとします。</p> <p>・取引参加者は、自己売買について、当該取引参加者の取引形態等にかんがみ適切な売買管理体制を整備するものとします。</p>	銘柄	顧客	当該取引参加者が重要事実の公表前に売買を行った銘柄	特定の銘柄について、重要事実の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客	<p>・過重な経済的負担その他の理由に基づく抽出基準の変更は、左の抽出については認めないこととします。</p> <p>・左の抽出及び売買審査等に係る社内規則の制定、顧客に対する措置の実施、社内記録の作成等については、現行規則のとおりです。</p> <p>・手続きの詳細等については別途通知します。</p>
銘柄	顧客					
当該取引参加者が重要事実の公表前に売買を行った銘柄	特定の銘柄について、重要事実の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客					

Ⅲ. 実施時期

平成21年4月を目途に実施します。

以上